

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険  
【ライブワン（保険ファンド[06]）・Qパック（保険ファンド[06]）】

スミセイの利率変動型積立保険



ご加入をご検討のお客さまへ

## 積立利率のご案内

ライブワン（保険ファンド[06]）・Qパック（保険ファンド[06]）について、ご契約時に適用される積立利率は以下のとおりとなります。この積立利率はご契約当初3年間に適用されます。

契約日	（責任開始日）	積立利率（複利）
2024年8月1日 ～2024年10月1日	（2024年7月1日 ～2024年9月30日）	<b>0.05%</b>
2024年11月1日 ～2025年1月1日	（2024年10月1日 ～2024年12月31日）	<b>0.05%</b>

※ご契約時に適用される積立利率は3か月ごとに見直しますので、契約日の属する月によって異なることがあります。

### ◆積立利率とは

ライブワンまたはQパックの主契約（保険ファンド[06]）に適用される利率です。  
積立利率は複利で計算されます。

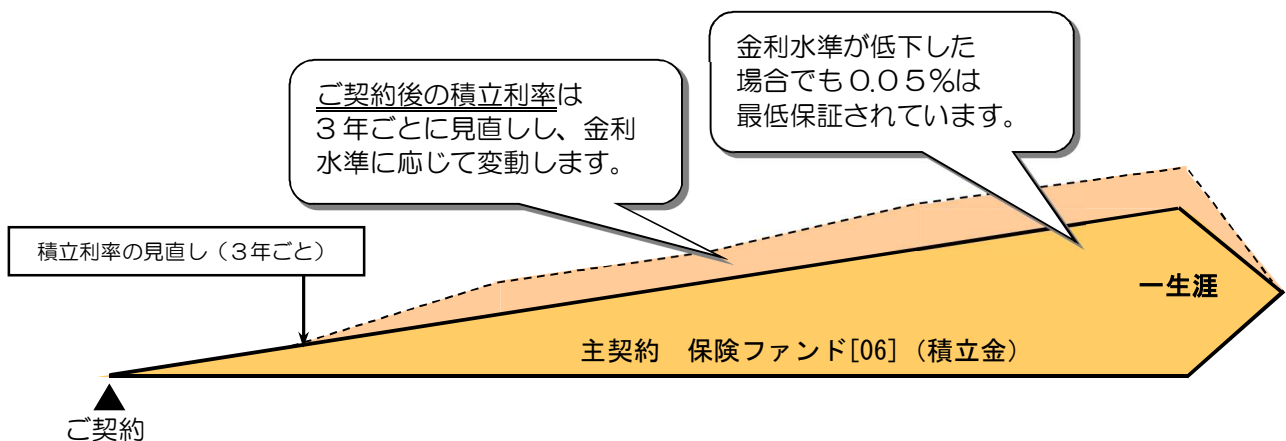
### ◆積立利率は金利水準をキャッチアップ

ご契約後の積立利率は3年ごとに見直し、金利水準に応じて変動します。

### ◆積立利率は最低保証

積立利率は最低保証をしている0.05%（契約日が2013年4月2日から2017年4月1日までの場合0.2%、2013年4月1日以前の場合0.5%）を下回ることはありません。

### 【保険ファンド[06] 積立金推移のイメージ】



●ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」「申込内容控（兼解約返戻金額表）」を必ずご覧ください。

## 《積立利率について》

●積立利率とは、主契約の積立金の計算に際して適用する利率をいい、積立利率は、積立利率計算基準日に見直します。積立利率計算基準日は、3年ごとの年単位の契約応当日です。

●積立利率の設定方法は、次のとおりです。

(1) 利率設定月（毎年2月、5月、8月、11月）※の1日に、その前々月の第1～5営業日の残存3年の10年国債の流通利回りの平均値に、運用環境などに応じ0.3%の範囲内で増減させた利率を定めます。

(2) 契約日が2017年4月2日以降のご契約の場合、上記の利率（＝(1)）に3年ごとの年単位の応当日間での積立金引出しなどを考慮して0.9を乗じ、ご契約の維持・管理や災害死亡保障に備えるための費用などとして、0.445%を減じた利率を積立利率とします（0.01%単位で設定）。ただし、積立利率は最低保証をしている0.05%を下回ることはありません。

※利率設定月に対応する契約日

利率設定月	契約日
2月	当年2月1日・3月1日・4月1日
5月	当年5月1日・6月1日・7月1日
8月	当年8月1日・9月1日・10月1日
11月	当年11月1日・12月1日・翌年1月1日

●ご契約いただいたあとの積立利率は、積立利率計算基準日に上記の利率に見直され、見直し後の積立利率をご契約者に通知します。

## 《契約日について》

●契約年齢・保険期間などの計算の基準となる日をいいます。ライブワン・Qパックでは、契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。

## 《責任開始日について》

●お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みおよび告知が完了した時から保険契約上の保障が開始されます。

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

●保険ファンド(積立金)には貯蓄機能がありますが、所定の控除や最低積立金があるなど一般の預貯金とは異なります。

(登)営情 HP-24-0041 (2/2ページ 必ず全てのページをご覧ください)